

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、上峰町防災会議が作成する町地域防災計画の一部を構成するものであって、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要

防災資機材、緊急時モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原災法6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において示されている目安や設定の考えを踏まえ、県においては以下のとおりとなっている。

第1 予防的防護措置を準備する区域（以下、「PAZ」という。）及びPAZにおける防護措置の概要

PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、原子力災害対策指針に定める緊急時活動レベル（以下、「EAL」という。）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、その範囲を玄海原子力発電所からおおむね半径5kmの円内を含む地域とする。

PAZ対象地域	
玄海町	一部の地域
唐津市	一部の地域

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれかに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定めるEALに基づく避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。

緊急事態区分の概要

区分	対象事象等	概要
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準じる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者（※）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事態が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

※「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8号第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZ外においても段階的に避難措置等の予防的防護措置を実施することがある。

また、上記緊急事態への万が一の進展に備え、さらに前段階として、玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合を、「情報収集事態」とし、県、国、玄海町及び関係周辺市（唐津市及び伊万里市をいう。以下同じ。）の間で連絡体制の確立等を行う。

第2 緊急時防護措置を準備する区域（以下、「UPZ」という。）及びUPZにおける防護措置の概要

UPZは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（以下、「OIL」という。）に基づき緊急防護措置を準備する区域であり、その範囲を玄海原子力発電所からおおむね半径30kmの円内とするが、当該範囲に所在する市町の社会的周辺状況を勘案し、具体的には以下の地域となっている。

U P Z 対象地域	
玄海町	P A Z を除く全域
唐津市	P A Z を除く全域
伊万里市	全域

U P Z においては、原子力緊急事態となった際には、E A L に基づく予防的防護措置として、原則として屋内退避を実施する。

また、U P Z においては、放射性物資が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める O I L と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

なお、U P Z 外の地域においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が環境へ放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。その後、緊急時モニタリングによる測定結果を O I L と照らし合わせ、必要に応じて避難や一時移転等の防護措置を実施するものとする。

第 3 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町が処理すべき事務又は業務の大綱は、上峰町地域防災計画第 1 編 総則編第 2 章第 2 節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。加えて、原子力防災に関する事項については、次のとおりとする。

町（消防団を含む）が処理すべき事務又は業務の大綱

所 掌 事 項	
(1)	原子力防災に関する知識の普及・啓発に関すること
(2)	教育及び訓練の実施に関すること
(3)	他の市町との相互応援に関すること
(4)	事故発生時における国、県等との連絡調整に関すること
(5)	災害に関する情報収集、伝達及び広報に関すること
(6)	緊急時モニタリングへの協力に関すること
(7)	住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限に関すること
(8)	行政機関、学校等の退避に関すること
(9)	被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること
(10)	被ばく者の診断及び措置への協力に関すること
(11)	災害時の交通及び輸送の確保に関すること
(12)	要配慮者対策に関すること

所 掌 事 項	
(13)	汚染飲食物の摂取制限に関すること
(14)	汚染農林水産物等の出荷制限等に関すること
(15)	放射性物質による汚染の除去に関すること
(16)	放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること
(17)	各種制限措置の解除に関すること
(18)	損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること
(19)	風評被害等の影響の軽減に関すること
(20)	その他災害対策に必要な措置に関すること
(21)	玄海町及び関係周辺市からの住民等の避難受入に係る協力に関すること

第2章 災害予防対策

第1節 情報の収集、連絡体制等の整備

町、県、国、関係周辺市町及び原子力事業者は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1 情報の収集、連絡体制の整備

1 町及び関係機関相互の連携体制の確保

町、県、警察、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、海上保安部、玄海町、関係周辺市、原子力事業者及びその他防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期するため、各機関相互の情報収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

2 情報の収集、連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、玄海町、関係周辺市内の地域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

第2 通信手段の確保

1 町防災行政無線

町は、町民等へ的確な情報伝達を行うため、町防災行政無線の保守点検に努める。

2 電気通信事業者が提供する緊急速報メールサービスの活用促進

町は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同時配信できる「緊急速報メールサービス」の活用促進を図る。

3 災害用伝言サービスの活用促進

町は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親族・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第2節 緊急時モニタリング体制の整備

第1 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害における町民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。

第2 体制の整備

町は、県と協力してモニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、県内に係る緊急時モニタリング体制の整備を図る。

第3 緊急時モニタリング要員の確保

町は、県、国等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等発生時における緊急時モニタリングに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。

第3節 避難収容活動体制の整備

第1 避難所の指定等

町は、学校や公民館等の公共施設を対象に、その管理者の同意を得て、玄海町及び関係周辺市からの避難者を受け入れる避難所としてあらかじめ指定する。

避難者受け入れ施設一覧

施設名	所在地
鳥越公民館	上峰町大字堤 4115-1
屋形原公民館	上峰町大字堤 3163
農村婦人の家	上峰町大字堤 1923-11
体育センター	上峰町大字坊所 2650-2
中学校体育館	上峰町大字坊所 235
小学校体育館	上峰町大字坊所 651
町民センター	上峰町大字坊所 319-4
おたっしや館	上峰町大字前牟田 107-2
前牟田学習等供用施設	上峰町大字前牟田 429-1
江迎多目的研修集会施設	上峰町大字江迎 1174-1

第2 指定避難所における避難方法等の周知

町は、避難者を受け入れる指定避難所における避難方法について、日頃から町民への周知徹底に努める。

第4節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、町民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

第1 情報項目の整理

町は、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

第2 情報伝達体制の整備

町は、町民等へ的確な情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自治会、自主防災組織、消防団、民生児童委員等の活用を努める。

第3 住民相談窓口体制の整備

町は、町民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第4 多様なメディアの活用体制の整備

町は、ホームページ（インターネット）等の多様なソーシャルメディアの活用体制の整備に努める。

第5節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発

町は、町民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避や避難に関すること

- 7 要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 9 指定避難所の運営管理、行動等に関すること
- 10 放射性物質による汚染の除去に関すること
- 11 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

第6節 防災業務関係者の人材育成

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者を国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 通信連絡、情報収集活動

施設敷地緊急事態等が発生した場合は、迅速かつ的確な情報連絡、情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図る。

第1 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等

1 情報収集事態が発生した場合

(1) 国からの連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。

(2) 県からの連絡

県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集体制の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

2 警戒事態が発生した場合

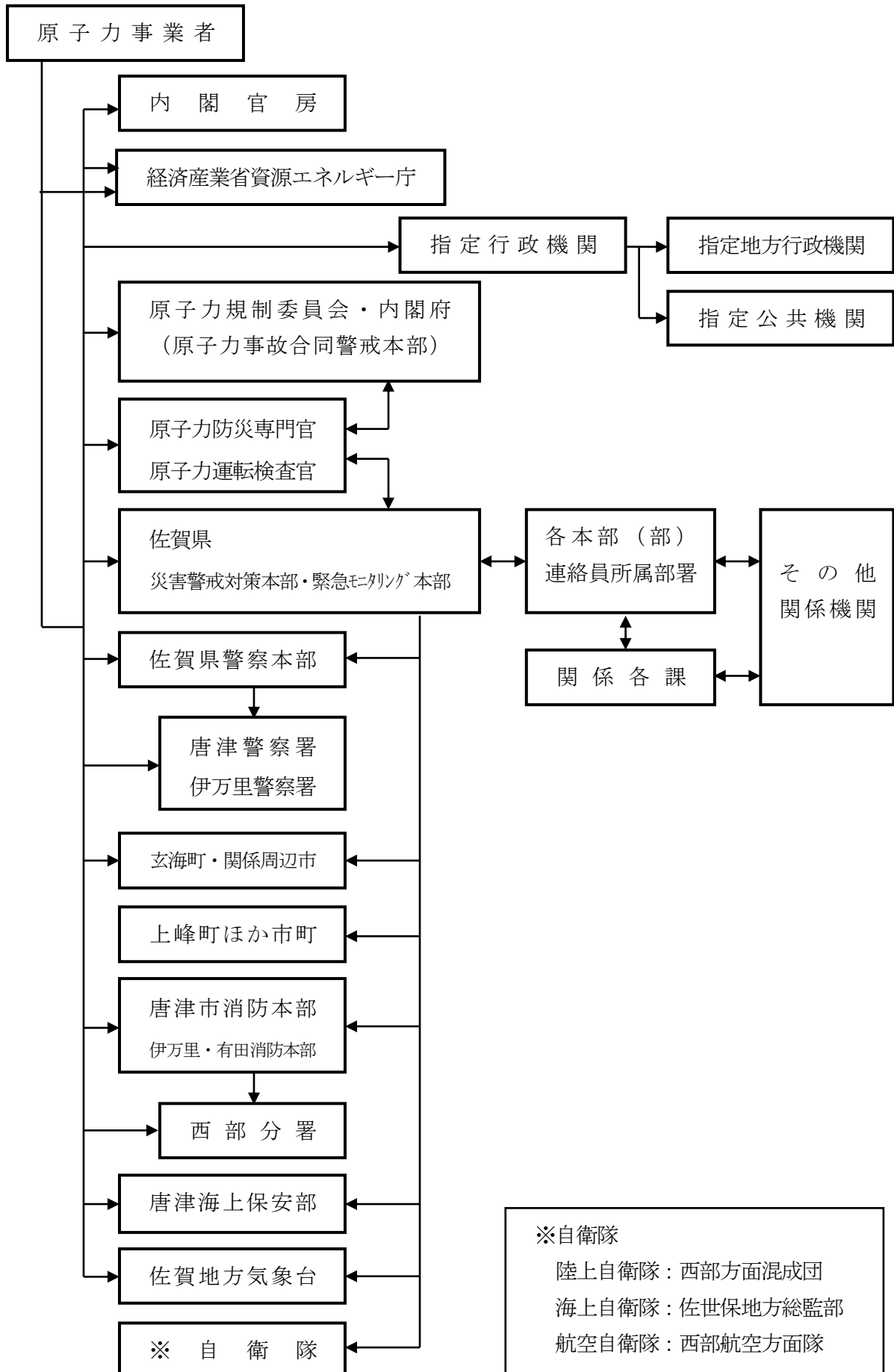
(1) 国からの連絡

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。

(2) 県からの連絡

県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、町、玄海町、関係周辺市、警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

【警戒事態発生時の情報伝達経路】



3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通知があった場合

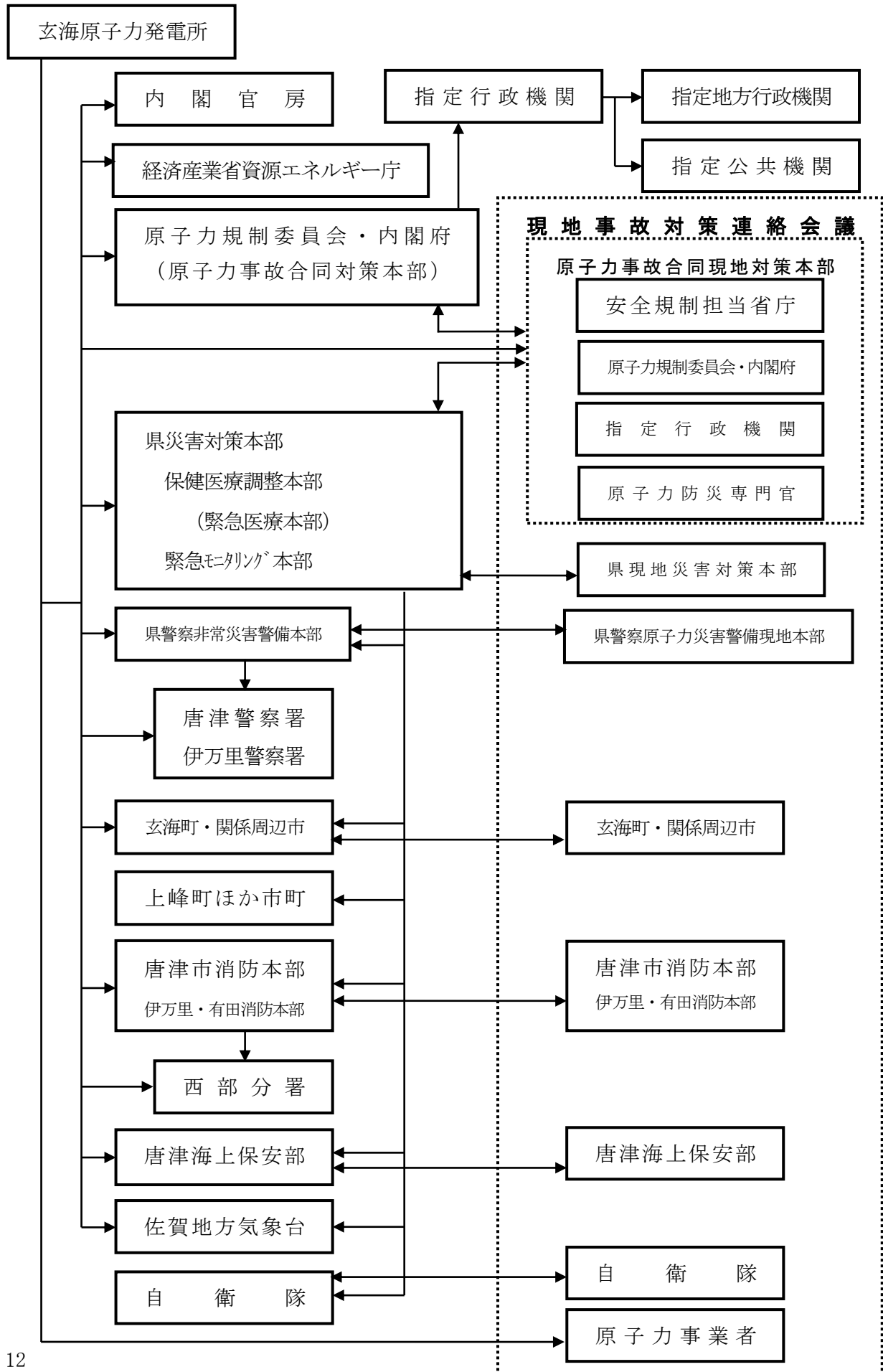
(1) 国からの連絡

原子力規制委員会は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた事象について、発生の確認と緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、県、玄海町、警察、その他関係機関及び公衆に連絡する。

(2) 県からの連絡

県は、原子力規制委員会、原子力事業者、内閣府又は原子力防災専門官から通報、連絡を受けた事項について、町、玄海町、関係周辺市、警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災機関に連絡する。併せて住民等への情報提供を行う。

【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路】



第2 全面緊急事態の連絡等

1 全面緊急事態に該当する事象発生の通報並びに国、県及び市町の対応

(1) 緊急事態宣言

国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに県、関係省庁、玄海町及び指定行政機関に連絡を行う。また、玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等の避難、U P Z内の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行うよう連絡する。

(2) 県の対応

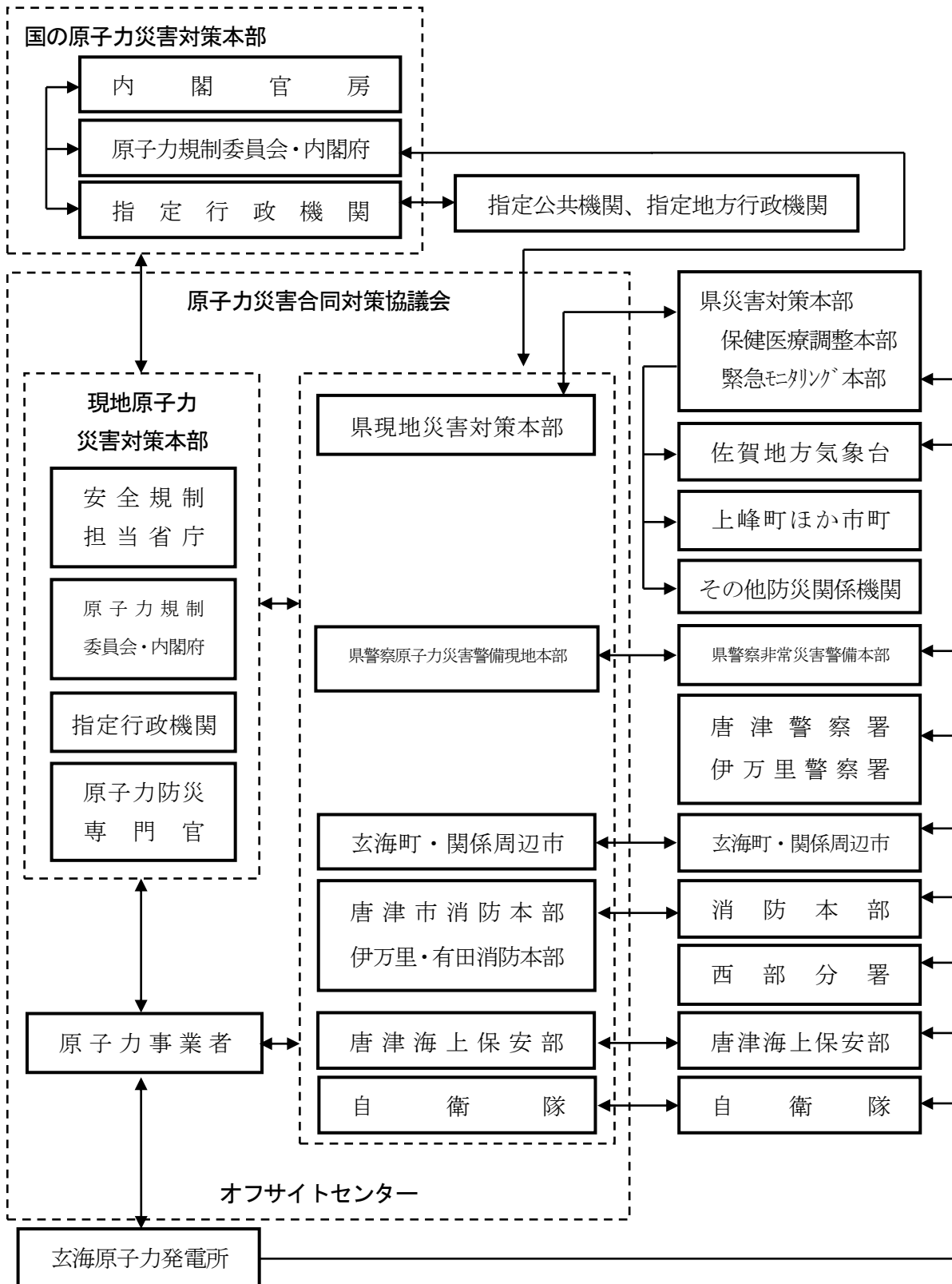
県は、通報を受けた事項について、住民等へ情報提供を行う。

また、玄海町及び関係周辺市は、P A Z内の住民等の避難、U P Z内の住民等の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行う。

2 緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

県（現地災害対策本部）、国（原子力災害現地対策本部）、指定公共機関、玄海町、関係周辺市の災害対策本部長から委任を受けた職員、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、オフサイトセンターにおいて情報収集活動を行う。

【緊急事態宣言発出後の情報伝達経路】



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部が設置された場合もこれに準じる。

第2節 活動体制の確立

町は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の取集・連絡体制の確立、屋内避難指示が必要な場合等に備えた町民への情報伝達体制等必要な体制をとるとともに、県、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図るものとする。

また、避難のための立退きの指示等が出された場合、当該指示等の対象となった地域の避難先となった場合においては、指定避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

第3節 緊急時モニタリング活動

町は、警戒事態発生後、県が設置する緊急モニタリング本部からの指示に基づき、可搬型モニタリングポストの設置及び起動についての準備を行う。

町は、施設敷地緊急事態発生後、県の指示により、緊急時モニタリングを開始する。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

町は、避難を受け入れる場合、玄海町及び関係周辺市の避難計画に定める避難所を提供し、指定避難所において玄海町、周辺関係市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。

第1 緊急事態発生時

町は、県からの要請により、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力する。

第2 施設敷地緊急事態発生時

町は、避難した施設敷地事態要避難者の受入及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力する。

第3 緊急事態宣言発出時

町は、P A Z内から避難してきた住民等の受入やU P Zを含む市町が行う防護措置の準備への協力並びに必要な応じて、町民に対し屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う

第4 避難及びその指示の実効を挙げるための措置

1 避難者の受入れ

町は、県、玄海町及び関係周辺市から、原災法第 20 条 2 項に基づく避難者の受入要請があった場合、関係機関と連絡調整を行い、指定避難所等への受入れについて対応を図る。

2 避難方法

避難住民の受入を行う場合、避難は原則自家用車で行われるため、指定避難所の駐車スペースとして、まずは、指定避難所に併設する運動場等の駐車スペースを利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。

3 避難誘導等

避難住民の受入を行う場合、主要避難経路から指定避難所への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施するための協力を行う。

4 避難者の避難先での被ばくを避けるための措置

町は、県、玄海町及び関係周辺市と連携して、避難指示等が行われた区域の住民が避難することとされている指定避難所のモニタリングを実施するものとする。

玄海町及び関係周辺市の原子力災害避難計画に基づく避難先市町

市町	地区	避難先市町
玄海町		小城市
唐津市	唐津地区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市 吉野ヶ里町、上峰町、みやき町
	浜玉地区	鳥栖市、基山町
	厳木地区	佐賀市
	相知地区	佐賀市
	北波多地区	小城市
	肥前地区	大町町、白石町
	鎮西地区	江北町、白石町
	呼子地区	小城市、白石町
	七山地区	神崎市
伊万里市		武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、太良町

第 5 節 医療活動等

町は、指定避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療に協力する。

第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

町は、県からの指示により、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示、要請及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等、必要な措置を講ずる。

町は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等の措置の内容について、町民への周知徹底及び注意喚起に努める。

第2 農林畜水産物等の採取及び出荷・移動制限

町は、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの下記指示内容について周知するとともに、措置を講ずるよう指示する。また、措置の内容について、町民への周知徹底及び注意喚起に努める。

- 1 農作物の作付け制限
- 2 農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止
- 3 農林畜水産物等の出荷・移動制限
- 4 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- 5 その他必要な措置

町は、県からの要請により、制限物品が流通した場合に町民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

第3 飲料水、飲食物の供給

町は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて、町民への応急給水等の措置を講ずる。

第7節 住民等への的確な情報伝達活動

町は、町民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、町民の問い合わせに対応するため相談窓口を設置する。

第1 住民等への情報伝達活動

1 住民等への広報

町は、原子力災害の特殊性を勘案し、町民等に対する的確な情報提供が迅速かつ分かりやすく正確に行われるよう県との連携を図るとともに、住民等への情報提供を図

るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

- ア 防災行政無線
- イ 広報車
- ウ テレビ、ラジオの放送
- エ 携帯電話のメール（緊急速報メールサービス、防災ネットあんあん等）
- オ その他実情に即した方法（FAX、町ホームページ、フェイスブック等）

2 実施方法

情報提供活動を実施するにあたっては、次のことに配慮する。

- (1) 情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- (2) 繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないように定期的な情報提供に努める。
- (3) 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供にあたっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区分して説明するよう努める。
- (4) 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。
- (5) 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

3 広報内容及び要配慮者への配慮

町は、町民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、町等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、指定避難所等など町民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

また、町は上記のほか、次の事項について情報提供活動を実施する。

- (1) 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
 - (2) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- 情報提供にあたっては、自治会、自主防災組織、民生児童委員を活用し、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮する。

第2 誤情報の拡散への対応

町は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

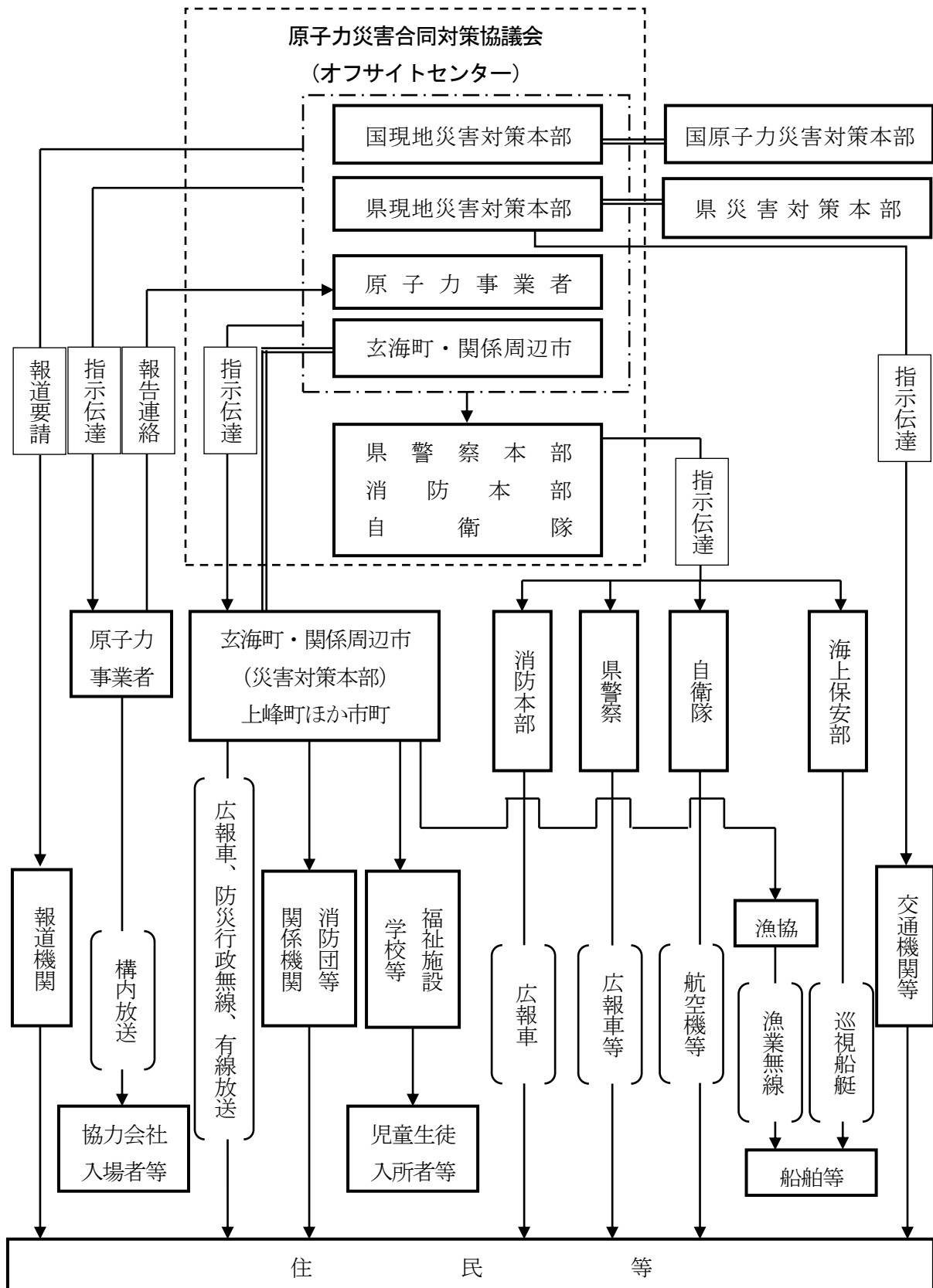
- 1 町は、速やかに町民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

また、町は、情報のニーズを見極め収集・整理・発信を行うものとする。

町は、国及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努めるものとする。

- 2 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

【住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図】



第8節 文教対策計画

町及び学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第1 生徒等の安全確保措置

1 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行うものとする。

2 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

第2 学校施設の応急復旧

1 被害状況の把握、連絡

町は、原子力災害発生後、県と連携して学校施設の汚染状況について調査するものとし、調査結果について速やかに学校等へ連絡する。

2 応急復旧

町は、学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

第3 応急教育の実施

町は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は指定避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

また、避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1 応急教育の実施場所

第1順位 地域内の小・中学校

第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設

第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設

第4順位 応急仮校舎の建設

2 応急教育の方法

(1) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む。）及び通学路の被害状況を把握する。

(2) 教職員を動員し、授業再開に努める。

(3) 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

(4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

(5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3 教職員の確保

町は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、給与

(1) 教科書

町は、被災又は避難のため教科書の不足が生じた場合、県に教科書の供給を要請する。

(2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

① 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

② 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

③ 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、町と連絡をとり、必要な措置を講じる。

6 保健衛生の確保

学校等は、町と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第4 被災生徒等への支援

1 授業料免除

県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

町は、授業料等について、住民及び避難住民からの相談を受け付ける。

2 育英資金貸付金

県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

第5 指定避難所となる場合の対応

学校等は、町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、指定避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行う。

指定避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、町とともに、町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本節は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 放射性物質による汚染の除去等

町は、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び町民と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、町、県に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、町、県からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

第1 除染の実施

町、県、その他防災関係機関及び町民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町村による除染を対象として国が策定した「除染ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

- 1 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- 2 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- 3 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な

措置をとる。

- 4 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

第3節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

町は、県、国及び原子力事業者と連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

町及び県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、町民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

町及び県は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第4節 各種制限措置の解除

町は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果公表

町は、県が実施する環境放射線モニタリングに協力する。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等

町及び県は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

第1 影響調査の実施

町は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、町民が受けた影響について調査する。

第2 災害対策措置状況の記録

町及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第3 相談窓口の設置

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。

第7節 風評被害等の影響の軽減

町は、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するにあたっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

第8節 心身の健康相談活動

町、県、国、県医師会及び鳥栖三養基医師会は、町民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

町は、県、国及び防災関係機関の協力を得て、町民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、町民を対象として、必要に応じ長期間にわたる健康調査を県とともに実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等について、十分配慮する。

第5章 複合災害対策

第1節 計画の目的

本節は、東日本大震災を踏まえ、原子力災害と自然災害が同時期に発生し、そのいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合（以下「複合災害」という。）を想定したものである。

複合災害時にも、本計画各編に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策・復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本節においては特に、応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を整理することを目的とする。

第2節 災害予防対策計画

各編の災害予防対策の定めるところによる。

ただし、各編の予防対策の実施にあたっては、複合災害の発生も考慮に入れた対策（要員及び資機材の不足に備えた広域的な応援体制や民間団体等との連携・協力関係の整備・充実等）に努めるものとする。

第3節 災害応急対策計画

各編の災害応急対策の定めるところによる。

ただし、複合災害時においては、各編の災害応急対策の実施にあたり、以下の点に留意するものとする。

第1 災害応急対策実施にあたっての基本的考え方

複合災害時には、一つの災害が収まった後にも別の災害が継続した状況になることも想定されるため、町は、災害対応が可能な安全な施設を確保し、災害応急対策にあたることを基本とする。

災害応急対策の実施にあたっては、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展に鑑み、命を守る観点からの対策を優先して行うことを基本的な判断基準と

する。

ただし、複合災害時には、単一の災害時に比べ、より情報と人的資源が不足した状況となり、対応が困難となることが想定されるため、単一の災害時以上に情報収集及び情報共有に努めるものとする。

第2 活動体制

町は、複合災害時において、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

なお、上峰町地域防災計画やその他マニュアル等において、あらかじめ複合災害における災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項を定めることとし、これに従い的確な活動体制を構築する。

第3 応急対策活動に係る留意

1 情報の収集

複合災害時には、県は災害対策本部又はオフサイトセンターにおいて、ライフライン事業者からのライフラインの被災状況や道路管理者、県、玄海町、関係周辺市、その他の市町等からの避難経路や避難施設に係る自然災害による被災情報を早急かつ適確に把握・提供するとともに、これを市町及びその他の防災関係機関で共有を図るものとする。

2 住民への情報提供、相談体制に係る留意点

町は、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること又は広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、住民等の不安解消や混乱の防止のため、問い合わせ窓口を増設するとともに、広報媒体や回数を増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。

3 避難等の防災活動

町は、1により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保する。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行うものとする。

なお、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県が玄海町、関係周辺市、その他の市町及びその他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係る指定避難所としての使用状況に基づき、玄海町及び関係周辺市に対し、代替となる避難経路や避難施設について示すものとする。

4 その他の医療・救助・救急・消火活動体制

医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害により、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、町は県内市町を始めとした相互及び関係団体等との協力により、県は九州地方知事会、関西広域連合等の応援及び

関係団体等との協力により、その体制の確保を図るものとする。

5 緊急輸送活動

県並びに玄海町、関係周辺市及びその他市町は、1により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替輸送路を速やかに確保する。また県は、これらの状況を勘案し、海上輸送や航空機輸送等も含めた輸送手段の調整を速やかに行う。

第4 災害廃棄物の広域処理に係る留意点

大規模な複合災害に伴う災害廃棄物の処理に当たっては、安全かつ迅速な処理を行い、また、他都道府県又は他市町村に受入れを要請する必要があることに鑑み、本県内の仮置場において放射能濃度の測定を行うものとする。

第4節 復旧対策

各編の復旧対策の定めるところによる。